

主な内容

- 2面 論説、ブロック会議報告
- 3面 当面の問題シリーズ
- 4面 税制改正大綱 主な内容
- 5面 フォーラム2020を開催
- 6面 申告期限延長アンケート

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1

東京税理士協同組合会館3F

電話 03(3356)4479

【URL】http://www.t-zeisei.jp/

編集発行人
広報委員長

嶋崎 雄幸

昇る朝日と雲海



山梨県上野原市にて

撮影・吉川 裕一(会員) (杉並)

年頭所感



東京税理士政治連盟
会長 名倉 明彦

理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼の向上を図る観点も踏まえつつ、税理士法の改正を視野に入れて、その見直しに向けて検討を進める。というものです。

具体的には①ICT化とウィズコロナ時代への対応として、税理士業務のICT化の推進、電子記録媒体の範囲の見直し、税理士会内部の通知行為等の電子化、テレワーク指針の作成に伴う事務所規定の見直し、②多様な人材の確保として、若年層や法律学又は経済学以外を修めた者が税理士試験を受験できるような受験資格の見直し、③税理士に対する信頼向上を図るための環境整備として、税理士法人の業務範囲の拡充と会則順守義務の徹底、非税理士による税理士業務の周旋行為の禁止、社員税理士の法定脱退事由の整備が日税連の改正要望項目です。いよいよ財務省主税局、国税庁、日税連による本格的な議論がスタートします。東京税理士会と連携し法改正運動を推進してまいります。

税理士法改正が大綱検討事項に明記

明けましておめでとうございます。旧年中は税政連活動にご理解とご協力を賜りありがとうございました。

さて、昨年はコロナ禍という未曾有の事態に見舞われ、税政連も活動を制限される一年となりました。会員の皆様も助成金や給付金の申請サポートなど本来の業務以外にも大変ご苦労なされたことと思います。

年末に「令和3年度税制改正大綱」が決定されました。中小企業者等の法人税の軽減税率の特例延長や中小法人に対する欠損繰越控除の制限及び外形標準課税の適用の見送りなど一部要望が実現したのもありました。東税政が強く要望してきた軽減税率制度及びインボイス制度については全く言及されておりません。引き続き制度廃止に向けて施策を講じていく所存です。

検討事項として税理士制度の見直しが記載されました。「税理士制度については、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士業務環境の電子化といった、税す。

本年も税政連に対するご支援ごことを願うばかりです。

検査体制の充実やワクチン接種の環境が整い新型コロナウィルス感染症が早く収束することをお願い申し上げます。

あけましておめでとうございます

推薦審査副会長	推薦審査副会長	総務副会長	総務副会長	副幹事	副幹事	規約推進特別委員長	後援会対策委員長	広報委員長	国対委員長	組織委員長	財務委員長	政策委員長	幹事	推薦審査会長	総務会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	会長
新居之昌	秋元弘光	山本竜三郎	水野よ志の	遠藤潔	藤野	一之瀬涉	大美賀功貴	嶋崎雄幸	森下清隆	竹田剛志	平野弘道	菅原祥元	坂田覚	嶋岡恒篤	脇坂雄一	田尻吉正	小林英理子	鈴木誠	吉川裕一	柴崎一男	野間口嘉平	長野明彦	名倉明彦	

ブロック別単位税政連 後援会会議を開催 規約改正について意見交換



本連盟は、単位税政連の12月後援会会長参加のもと、会長・幹事長並びに支部長・ブロック別単位税政連・後援会会議を開催した。

この会議は、都内の衆議院小選挙区の区割りに基づいて48の単位税政連を3つに分け、開催するものであった。開催日及び開催場所は次のとおり。

11月20日・全連連ビル(代々木)
グループ2 11月1日・衆議院第一議員会館
グループ3 11月3日・全連連ビル

12月の税制改正大綱の公表に向けて動き出している中で、審議の状況に注視していきたい。また、インボイス制度の導入については、強く反対してきたところであるが、日商のアンケートを見ると、課税事業者の2割が免税事業者との取引を行わないとの結果が出ています。引き続き導入の反対を訴えていきたいと思います。今回は、令和3年10月に衆議院議員が任期満了を迎えるため、1年以内に選挙が確実に実施されることから、議事開始前に吉川副会長(11月20日、12月3日)及び森下副委員長(12月1日)が講師を務め選挙関連法研修会を実施した。続く会議の議事は、東税



松本文明議員

政からの報告として、令和2年の主な活動、単位税政連の規約改正、栃木税政連訴訟、所得税の確定申告期限延長に関するアンケート結果について執行部から説明があった。

次に各単位税政連及び後援会との意見交換があり、単位税政連からは、主に規約改正に関する意見が寄せられた。なお、12月1日の会議の開催に協力を仰いだ松本文明衆議院議員(自民)があいさつのため来場した。

今回の表彰された単位税政連は、次のとおり。
日本橋、四谷、麻布、上野、雪谷、玉川、目黒、杉並、練馬東、王子、足立、八王子、立川、武蔵府中(以上、14税政連)。

論説

軽減税率

軽減税率が導入されてから1年が経過した。法施行までの間に、衆参両国会議員への陳情の第一には必ず「軽減税率導入反対・単一税率維持」を掲げ訴え続けたものの、いわゆる官邸主導の政治手法の壁に阻まれた経緯がある。メディアは、この間、消費者側に立った報道をより多く行い、事業者側からの懸念の指摘は少なかつたように思う。本来、低所得者を慮る施策であったはずが全く逆の結果になっていることに触れていない。

軽減税率の導入は、軽減税率導入反対・単一税率維持を掲げ訴え続けたものの、いわゆる官邸主導の政治手法の壁に阻まれた経緯がある。メディアは、この間、消費者側に立った報道をより多く行い、事業者側からの懸念の指摘は少なかつたように思う。本来、低所得者を慮る施策であったはずが全く逆の結果になっていることに触れていない。

軽減税率の導入は、軽減税率導入反対・単一税率維持を掲げ訴え続けたものの、いわゆる官邸主導の政治手法の壁に阻まれた経緯がある。メディアは、この間、消費者側に立った報道をより多く行い、事業者側からの懸念の指摘は少なかつたように思う。本来、低所得者を慮る施策であったはずが全く逆の結果になっていることに触れていない。

軽減税率の導入は、軽減税率導入反対・単一税率維持を掲げ訴え続けたものの、いわゆる官邸主導の政治手法の壁に阻まれた経緯がある。メディアは、この間、消費者側に立った報道をより多く行い、事業者側からの懸念の指摘は少なかつたように思う。本来、低所得者を慮る施策であったはずが全く逆の結果になっていることに触れていない。

軽減税率導入から1年経過

10月には日本商工会議所が加入企業に対してアンケート調査をいち早く行っており、そこには制度導入の危うさが見て取れる。課税事業者の2割弱が免税事業者との取引の見直しを表明し、また、免税事業者が課税事業者を選択することの難しさ

10月には日本商工会議所が加入企業に対してアンケート調査をいち早く行っており、そこには制度導入の危うさが見て取れる。課税事業者の2割弱が免税事業者との取引の見直しを表明し、また、免税事業者が課税事業者を選択することの難しさ

10月には日本商工会議所が加入企業に対してアンケート調査をいち早く行っており、そこには制度導入の危うさが見て取れる。課税事業者の2割弱が免税事業者との取引の見直しを表明し、また、免税事業者が課税事業者を選択することの難しさ

10月には日本商工会議所が加入企業に対してアンケート調査をいち早く行っており、そこには制度導入の危うさが見て取れる。課税事業者の2割弱が免税事業者との取引の見直しを表明し、また、免税事業者が課税事業者を選択することの難しさ



八王子税政連



玉川税政連



王子税政連

令和3年、昨年来のコロナの収束を見ないまま新年を迎えた。いつの世もまんならないことはあるものだが、ウイルスと共存するべく新しい日常の中にも楽しみや感謝、希望を見つけて生きていきたい。テレビや新聞のニュースを詳しく知りたいときにインターネットで検索すると思わぬ記事に辿り着くことがある。新聞や雑誌記者、独立ライターなど様々だが、税制に関すること以外は取材先や参考資料の出どころなど注意して読むことはあまり無かった。最近SNS連営企業が、適切でない判断断り発言を削除している。適切性の判断基準の曖昧さや言論の自由が問題となりアメリカ議会では連営企業の社長がしばしば発言を求められている。広告費収入目的でフェイクニュースを載せる輩には削除どころではなく罰するべきだが、日本でも現行法制では実害がないと難しく、一度入った広告収入もそのままから後告絶たない。誤った情報、偏った情報に惑わされる危険を常に意識したい。自衛を迫られた事業者は厳しい状況にある。それを手当てべく様々な給付金・助成金が制定された。身近な相談相手として情報の取捨選択・制度の説明など税理士の役割が多岐に渡り求められている。今こそ持っている正しい知識と経験、人脈を余すことなく発揮する時だ。

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが専門家としての要件とも言われています。

専門家責任を果たすための一つ的手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

資料請求先
株式会社日税連保険サービス
〒141-0032
東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907
ホームページ [ぜひいほけん](#)

*ホームページでは事故事例をご覧いただけます。

納税環境整備の

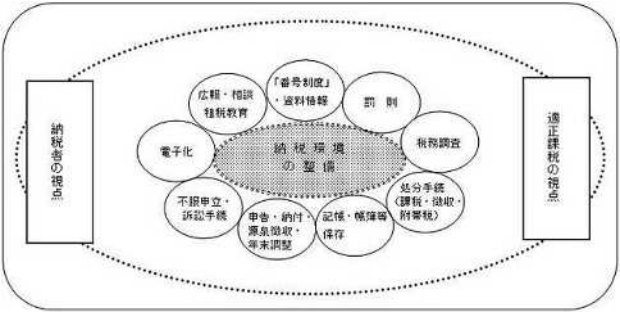
現状・課題・対応

「当面の問題」シリーズ 135

1・はじめに
新型コロナウイルスの感
染拡大は収束の見込みも立
たない状況が続いている。
我が国経済は大きな打撃を
受けながらも国民一丸とな
って経済活動の維持をして
いる。我々税務に携わるも
のを取り巻く環境も、「在宅
・テレワーク」等の就業
形態を余儀なくされる中、
税務行政においてもデジタ
ル化を中心にその整備が行
われている。

2・納税環境整備

含めて「納税環境整備」につ
いて検討していきたい。
図「イメージ」にあるよう
に、「納税者の税制に対する
信頼性をより確保していく
ためには「納税者の視点
及び「適正課税の視点」を
踏まえ、納税環境の整備を
不断に図っていくことが重
要」とされ、納税者及び課
税側との間で、9分野につ
いて、それぞれ納税者の権
利義務と深い関係を有し、
それぞれ有機的な関連性を
有していることから、個別
の分野の見直しに当たって
は、各分野の
相互関係や実
務面の影響等
に配慮しつつ
検討を行う必
要がある。と
位置づけられ
ている。
3・個別の課
題
整備の対象
となっている
分野のうち主
立ったいくつか
について検
証する。
(1)電子化(納
税・納付手続
等)
昨今のコロ
ナ禍の中、経
済社会のICT化等の進展
に伴うリモート環境による
テレワークの急速な利用普
及により、「一人」が出動し
ない、移動も控える。経理
関係者も同様に在宅で経理
業務を行い、資金決済は当
然インターネットバンキン
グによる。もちろん申請・
申告等は「紙」ではない。
こうした「税務手続の電子
化」として、令和2年10月
には国税庁が年末調整ソフト
を公開し、将来的にマイ
ナンバーなどの連携によ
り必要な情報を一元的に確
認・活用する仕組みに近づ
いた。民間と行政機関のデ
ータ連携を推進し、民間送
達サービスも普及させなが
らマイナンバーを通じて確
認できるシステムの構築
が望まれる。しかしながら、
マイナンバーカードの普及
率が思いの外伸びていない
ことがネックとなっている
ことは否めない。また、マ
イナンバーの活用に当た
っては、申告納税制度の意
義が失われないよう制度及
びシステム面の対応が考慮
されるべきで、納税者と代
理人である税理士が円滑に
利用できるような仕組みの
検討が必要である。
スマートフォンによる所
得税の確定申告は既に相当
数の利用がされ、「納税者
の利便性」が高まっている
ことは事実であり、更なる
普及が期待できる。
法人においても、令和2
年4月より大法人の電子申
告が義務化され、将来的に
は中小法人を含めた電子申
告利用率100%を目指し
ている。(令和元年度利用
率(法人税)87.1%)
ただし、中小法人の電子
申告については、決算書等
の電子データ化に若干の障
きが見られる。会計ソフト
からのデータの変換につ
いて更なる周辺業者の開発努
力に期待したい。
次に納税手続だが、電子
納税等の利便性を高め、納
付のキャッシュレス化を推
進し、令和7年度までのキ
ャッシュレス納付比率40%
を目指すという。(平成30
年度23%)
地方税においては、法人
関係の納付先の一元化等が
今後の検討課題であろう。
個人では、日常生活にお
いてキャッシュレス化が浸透
している中で、コンビニ納
税、クレジットカード納付
等を含めた個人向け税目の
収納手段の多様化が求めら
れる。
帳簿の電子化は、事業者
にとっても経理事務の軽減
はもとより、試算表や月次
行が存在することを前提に
スキャン保存制度の要件緩和
・対象拡大も検討されて
いる。
今後は、中小事業者にお
ける高い税理士の関与割合
を踏まえ、税理士会とより
連携を図る等の効果的な利
用促進策が必要である。
(3)電子署名・押印等
現在、税理士が税務書類
の作成をした場合、責任の
所在を明らかにするため、
署名押印を行うことが税理
士法第33条に規定されて
いる。しかし、現行では税理
士が電子申告による代理送
信する場合の電子署名に関
しては税理士法第2条第1項
第2号に規定があるもの
の、電子署名が同法第33条
の署名押印であるとの認識
が確立されていない。職業
専門家としての責任と自覚
を明確にすべく、「電子申
告」が想定されていない時
代の税理士法ではもはや対
応できないため、税理士法
の改正が必要である。また、
「税理士である旨」を付記
する手段として、電子申告
に使用する電子証明書は
「税理士用」に限定すべき
である。
また、行政手続の簡素化
を目的とした「押印・対面
規制の抜本的な見直し」が
求められている。論点とし
ては押印義務は原則廃止
実印(印鑑証明書添付)を
必要とする手続について
はその取扱が検討される。
(4)個人事業者番号の導入
個人番号(マイナンバー)
は、社会保障・税制度の効
率性・透明性を高め、国民
にとって利便性の高い公平
・公正な社会を実現するた
めに必要不可欠なインフラ
である。ただし、安全管理
措置に係る事業者の負担が
大きいとの指摘もある。一
国民としての「個人」と事
業者としての「個人」を明
確に区分することでプラ
イベートな個人情報安全性
の確保が実現できる。個人
事業者に関しては利用制限
のない法人番号を保有する
法人との間で経済活動にお
ける競争の中立性を確保す
るため、法人番号と同様に
運用上の制限の少ない「個人
事業者番号」を導入し、
その付番を選択的に受けら
れるようにすべきである。
4・おわりに
この不透明な未来の見え
ない時代に、「納税環境」
が納税者、課税側双方共に
歩み寄れる方向に向かうこ
と、そして利便性の向上が
意識の向上に繋がり、必ず
適正な納税行為となってい
くと確信している。そのた
め努力を惜しまず、今後
も引き続き検討し、実現さ
せようではないか。
(政策副委員長 香山正男)
〈参考〉
内閣府 税制調査会 納税
環境整備に関する専門家会
合資料
財務省 納税環境整備イ
メージ
日本税理士会連合会・日本
税理士政治連盟「令和3年
度税制改正に関する要望」



「番号制度」・資料格納
罰則
税務調査
電子化
不届申告・訴訟手続
申告・納付源泉徴収・年末調整
記録・帳簿等保存
税務手続(課税・徴収・納税)
納税者の視点
適正課税の視点

「当面の問題」シリーズ 135
行が存在することを前提に
スキャン保存制度の要件緩和
・対象拡大も検討されて
いる。
今後は、中小事業者にお
ける高い税理士の関与割合
を踏まえ、税理士会とより
連携を図る等の効果的な利
用促進策が必要である。
(3)電子署名・押印等
現在、税理士が税務書類
の作成をした場合、責任の
所在を明らかにするため、
署名押印を行うことが税理
士法第33条に規定されて
いる。しかし、現行では税理
士が電子申告による代理送
信する場合の電子署名に関
しては税理士法第2条第1項
第2号に規定があるもの
の、電子署名が同法第33条
の署名押印であるとの認識
が確立されていない。職業
専門家としての責任と自覚
を明確にすべく、「電子申
告」が想定されていない時
代の税理士法ではもはや対
応できないため、税理士法
の改正が必要である。また、
「税理士である旨」を付記
する手段として、電子申告
に使用する電子証明書は
「税理士用」に限定すべき
である。
また、行政手続の簡素化
を目的とした「押印・対面
規制の抜本的な見直し」が
求められている。論点とし
ては押印義務は原則廃止
実印(印鑑証明書添付)を
必要とする手続について
はその取扱が検討される。
(4)個人事業者番号の導入
個人番号(マイナンバー)
は、社会保障・税制度の効
率性・透明性を高め、国民
にとって利便性の高い公平
・公正な社会を実現するた
めに必要不可欠なインフラ
である。ただし、安全管理
措置に係る事業者の負担が
大きいとの指摘もある。一
国民としての「個人」と事
業者としての「個人」を明
確に区分することでプラ
イベートな個人情報安全性
の確保が実現できる。個人
事業者に関しては利用制限
のない法人番号を保有する
法人との間で経済活動にお
ける競争の中立性を確保す
るため、法人番号と同様に
運用上の制限の少ない「個人
事業者番号」を導入し、
その付番を選択的に受けら
れるようにすべきである。
4・おわりに
この不透明な未来の見え
ない時代に、「納税環境」
が納税者、課税側双方共に
歩み寄れる方向に向かうこ
と、そして利便性の向上が
意識の向上に繋がり、必ず
適正な納税行為となってい
くと確信している。そのた
め努力を惜しまず、今後
も引き続き検討し、実現さ
せようではないか。
(政策副委員長 香山正男)
〈参考〉
内閣府 税制調査会 納税
環境整備に関する専門家会
合資料
財務省 納税環境整備イ
メージ
日本税理士会連合会・日本
税理士政治連盟「令和3年
度税制改正に関する要望」

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も 達人シリーズ!

自由に組み合わせOK!

導入品目数に応じてソフトを割引サービス!

お客様に満足いただいている理由の第1位は、「カンタンで使いやすい!」こと。
「価格の安さ」で「達人」に乗り換えていただいたお客様からも、
「使いやすい」に高い評価をいただいています。

6品目以上導入 6%OFF
8品目以上導入 8%OFF
10品目以上導入 10%OFF

※ソフト保守料・電話サポート込
※別添組合費・出資金のご負担をお願いいたします。

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

自民公明 税制改正大綱公表

昨年末12月10日、令和3年度の与税制改正大綱が決定された。...

令和3年度税制改正大綱の主な内容

一 個人所得課税
○住宅の取得等特別特例
取得に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日まで...

Table with 2 columns: 現行, 改正案. Rows include 税率の引き上げ, 消費税率の引き上げ, 住宅の新築等に対する優遇税率の引き上げ.

○退職所得課税の適正化
その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者等の下の勤続年数が5年以下である者が当該退職手当等に対するものとして支払を受けるものとして支払を受けるものとして支...

中小企業における所得拡大促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する(所得税について)も同様とする。
○土地に係る固定資産税の負担調整措置
○宅地等及び農地の負担調整措置
○土地に係る固定資産税の負担調整措置
○宅地等及び農地の負担調整措置
○土地に係る固定資産税の負担調整措置
○宅地等及び農地の負担調整措置

特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類
○電子帳簿等保存制度の見直し
(1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度について、次の見直しを行う。
①承認制度を廃止する。
②国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
③承認制度を廃止する。
④国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
⑤承認制度を廃止する。
⑥国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
⑦承認制度を廃止する。
⑧国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
⑨承認制度を廃止する。
⑩国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
⑪承認制度を廃止する。
⑫国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
⑬承認制度を廃止する。
⑭国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
⑮承認制度を廃止する。
⑯国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
⑰承認制度を廃止する。
⑱国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
⑲承認制度を廃止する。
⑳国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
㉑承認制度を廃止する。
㉒国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
㉓承認制度を廃止する。
㉔国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
㉕承認制度を廃止する。
㉖国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
㉗承認制度を廃止する。
㉘国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
㉙承認制度を廃止する。
㉚国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
㉛承認制度を廃止する。
㉜国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
㉝承認制度を廃止する。
㉞国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
㉟承認制度を廃止する。
㊱国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
㊲承認制度を廃止する。
㊳国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
㊴承認制度を廃止する。
㊵国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
㊶承認制度を廃止する。
㊷国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
㊸承認制度を廃止する。
㊹国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
㊺承認制度を廃止する。
㊻国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
㊼承認制度を廃止する。
㊽国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。
㊾承認制度を廃止する。
㊿国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合については、電子計算機処理システムに、電磁的記録の保存を行うこととする。

本年も宜しく願っています
List of member organizations and their presidents: 麹町税理士政治連盟 会長 太田 伸弥, 神田税理士政治連盟 会長 吉野 隆雄, 日本橋税理士政治連盟 会長 井上 眞一, 京橋税理士政治連盟 会長 井上 幸男, 芝税理士政治連盟 会長 田村 幸男, 四谷税理士政治連盟 会長 倉林行二, 麻布税理士政治連盟 会長 千田 喜之, 小川税理士政治連盟 会長 関屋 一馬, 本郷税理士政治連盟 会長 増田 昌司, 上野税理士政治連盟 会長 小川 祐一, 浅草税理士政治連盟 会長 小林 正彦, 品川税理士政治連盟 会長 新井 了一, 荏原税理士政治連盟 会長 高橋 正純, 大森税理士政治連盟 会長 高橋 晃一, 雲台税理士政治連盟 会長 庄子 賢也, 蒲田税理士政治連盟 会長 岡田 実, 世田谷税理士政治連盟 会長 富田 誠, 北沢税理士政治連盟 会長 守屋みゆき, 玉川税理士政治連盟 会長 廣井 誠, 目黒税理士政治連盟 会長 三浦 祥孝, 目黒税理士政治連盟 会長 平野 弘道, 目黒税理士政治連盟 会長 久保木浩志, 板橋税理士政治連盟 会長 川田 茂, 練馬東税理士政治連盟 会長 清水 順三, 練馬西税理士政治連盟 会長 佐藤 弘毅, 豊島税理士政治連盟 会長 白井 淳子, 豊島税理士政治連盟 会長 遠田 晴雄, 王子税理士政治連盟 会長 渡邊 信一, 荏原税理士政治連盟 会長 立田 彰, 足立税理士政治連盟 会長 浅香 敏明, 西新井税理士政治連盟 会長 古庄 一夫, 本所税理士政治連盟 会長 吉本 俊夫, 向島税理士政治連盟 会長 越澤 勝義, 葛飾税理士政治連盟 会長 豊原 勝久, 江戸川北税理士政治連盟 会長 菅原賢二郎, 江戸川南税理士政治連盟 会長 矢ノ目 忠, 江東東税理士政治連盟 会長 伊東 宏, 江東西税理士政治連盟 会長 伊東 宏, 青梅税理士政治連盟 会長 渡辺 晃, 八王子税理士政治連盟 会長 伊谷 徹, 日野税理士政治連盟 会長 山下 雅裕, 町田税理士政治連盟 会長 熊澤 芳子, 東村山税理士政治連盟 会長 大久保昭彦, 立川山税理士政治連盟 会長 森 政史, 武蔵野税理士政治連盟 会長 森 信之, 武蔵府中税理士政治連盟 会長 松山 晃

税制改正要望フォーラム開催

国会議員招き議論を展開

11月9日、本連盟は東京税理士会と共催で「税制改正要望フォーラム2020」を衆議院第一議員会館にて開催した。



議員 鴨下 一朗
「コロナ禍により予測しなかった経済の問題やコロナに罹患した方々の苦勞なことのない事態が生じた。年末に向けて状況は深刻なものになっていくと予測されるが、中小事業者に対しても多大な影響があるものと思われる。中小事業者の声を最前線に聞いている税理士の先生方の率直な意見を我々は受け止め、政治の場で活かしていきたいかならないかと考えている。本日のパネルディスカッションの意見は、自民税調や予算編成の場で役立たいと思っている。」

今回、本連盟の鈴木茂和と本連盟税制改正に関する要望の説明と国会議員を交えてのパネルディスカッションを行い、意見交換を通じて要望の実現を図るものである。

今回は、本連盟の鈴木茂和と政策副委員長の司会で行った、東京会の矢ノ目忠調査研究部長の関のあいさつに続き、東京会の西村新会長から次のとおりあいさつがあった。

続いて、今回のフォーラム開催に対し協力を得た鴨下一郎衆議院議員(自民)から、次のとおりあいさつ(要旨)があった。



税理士の先生方には後援会などにより、議員を応援していただいているが、この様な支援に対してしっかりと応えるために、これから自民税調において検討が進められる税制改正に向けて、東京税理士会と東京税政連の要望をしっかりと受け止め、議論していきたいと思

次いで、今回のフォーラム開催に対し協力を得た鴨下一郎衆議院議員(自民)から、次のとおりあいさつ(要旨)があった。

次に第一部では、本連盟の菅原祥元政策委員長から、日税政の「令和3年度税制改正に関する建議書の概要」を基に、適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入反対、基礎的な人的控除のあり方の見直し、災害損失控除の創設などに関する説明があった。

菅原祥元政策委員長から、日税政の「令和3年度税制改正に関する建議書の概要」を基に、適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入反対、基礎的な人的控除のあり方の見直し、災害損失控除の創設などに関する説明があった。

続いて、吉川副会長から、日本商工会議所の調査によると、課税事業者の約17%が免税事業者との取引を見直す公表されているが、現実には17%どころまると

は思われない。また、財務省では制度導入までの経過措置を講じているが、これは課税事業者側に対するものであり、いずれにせよ課税事業者は煩雑な事務作業を避け、免税事業者との取引を見直すものと考えられるとの説明があった。

次に、菅原委員長から、以前、デジタル化が進めば軽減税率制度が見直しされ、ひいてはインボイス制度も見直しが必要との話を平議員から聞いたとの説明に対し、平議員より、マイナンバーカードの普及が進んでいない現状だが、デジタルカバメントやDX(※)が進めば、細やかな給付措置も可能となり軽減税率制度は不要となる。コロナ禍によってただけ時代が進んだのかとの認識があれば、取りあえずインボイスを止めようという考えが出てもよいのではないかと発言があった。

また、山田議員から、今年7月に電子インボイス推進協議会が発足し、会計ソフトによるデジタル仕様の標準化の検討が始まったので、インボイス制度については、現況を前提に進めるのではなく、デジタル化も含めて大局的に検討すべきだと思っているとの発言があった。

※ DX: デジタルトランスフォーメーションの略。デジタル技術が進展し人々の生活をより豊かにすることを指す。

続く第二部では、「令和3年度税制改正の動向について」をテーマにパネルディスカッションが行われた。参加パネリストは、次のとおり。

【パネリスト】
衆議院議員
平 将明氏(自民党)
山田美樹氏(自民党)
東京会
矢ノ目忠調査研究部長
東京税政連
吉川裕一(副会長)
【コーディネーター】
東京税政連
菅原祥元政策委員長
パネリストは、次のとおり。

早急な対策を講じなければならぬ状況下である。これに関し矢ノ目部長から、東京会の令和3年度税制改正意見書では、重要な改正要項として4項目が挙げられているが、そのうち2項目が消費税関係となっている。インボイス制度の導入により、免税事業者が取引から排除されることや事務負担の増加が懸念されるとの説明があった。

また、山田議員から、今年7月に電子インボイス推進協議会が発足し、会計ソフトによるデジタル仕様の標準化の検討が始まったので、インボイス制度については、現況を前提に進めるのではなく、デジタル化も含めて大局的に検討すべきだと思っているとの発言があった。

最後は坂田幹事長から、本連盟の活動報告があり、予定していた内容を全て終了した。

なお、今回の開催にあたり本連盟では、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、参加者全員のマスクの着用と手消毒、間隔を開けての着席を励行した。

なお、今回の開催にあたり本連盟では、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、参加者全員のマスクの着用と手消毒、間隔を開けての着席を励行した。

度への導入について、②災害損失控除の創設に際し、今後の方向性を見据えた討議が行われた。

インボイス制度については、令和3年10月1日より適格請求書発行者の登録申請書の受け付けが開始されることから、平議員より、マイナンバーカードの普及が進んでいない現状だが、デジタルカバメントやDX(※)が進めば、細やかな給付措置も可能となり軽減税率制度は不要となる。コロナ禍によってただけ時代が進んだのかとの認識があれば、取りあえずインボイスを止めようという考えが出てもよいのではないかと発言があった。

また、山田議員から、今年7月に電子インボイス推進協議会が発足し、会計ソフトによるデジタル仕様の標準化の検討が始まったので、インボイス制度については、現況を前提に進めるのではなく、デジタル化も含めて大局的に検討すべきだと思っているとの発言があった。

最後は坂田幹事長から、本連盟の活動報告があり、予定していた内容を全て終了した。

なお、今回の開催にあたり本連盟では、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、参加者全員のマスクの着用と手消毒、間隔を開けての着席を励行した。

なお、今回の開催にあたり本連盟では、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、参加者全員のマスクの着用と手消毒、間隔を開けての着席を励行した。

なお、今回の開催にあたり本連盟では、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、参加者全員のマスクの着用と手消毒、間隔を開けての着席を励行した。

パネリストの方

平将明氏

山田美樹氏

矢ノ目忠氏

吉川裕一氏

菅原祥元氏

討議に耳を傾ける参加者たち

は思われない。また、財務省では制度導入までの経過措置を講じているが、これは課税事業者側に対するものであり、いずれにせよ課税事業者は煩雑な事務作業を避け、免税事業者との取引を見直すものと考えられるとの説明があった。

なお、災害損失控除の創設に際し、今後の方向性を見据えた討議が行われた。

次の世代につなげていきたいもの
それは 税理士どうしの助け合い

日本税理士共済会の「災害見舞金制度」は、弊会の各種保険制度・年金制度に加入されている皆様にご負担いただいている制度運営費の一部を、見舞金の原資としております。一人ひとりのやさしい心の寄り添いが、大きな助け合いの輪となっています。ぜひとも皆様のご加入を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁 (国家行政学院長 会長)



1月下旬に届く共済会からののお知らせを是非ご覧ください。

おしどり保障

個人年金

新型コロナウイルス感染症にも対応

ハイパーメディカル



にちげいきょうさい
日本税理士共済会
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321

http://www.zeirishikyosai.com

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

令和元年分所得税の確定申告期限の延長に関するアンケート
(※回答: 783件)

1. 今回の所得税の確定申告期限が1ヶ月延長されたことを評価しますか?	①評価する	721	
	②評価しない	23	
	③条件次第	32	
2. 今後も新型コロナウイルスの対応に限らず1ヶ月の延長を望みますか?	①望む	442	
	②望まない	121	
	③新型コロナウイルスの対応に限り望む	205	
3. 「1ヶ月」という期間は妥当だと思いますか?	①妥当	604	
	②妥当でない	43	
	③申告期限は何日くらいが妥当。 () は回答数	3月31日まで	(52)
		4月15日まで	(10)
		4月30日まで	(13)
その他		(8)	
④その他	40		
4. 顧客である納税者の評判はいかがでしたか?	①よかった	406	
	②よくなかった	4	
	③何とも言えない	318	
	④その他	50	

所得税の確定申告期限の延長に関するアンケート結果

本連盟では、令和3年度の改正要望項目として「所得税の確定申告期限の延長」を陳情等で要望しておりますが、各単位税政連会員の意識を知るため令和2年9月にアンケート調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

【主なご意見】

申告期限の延長で、良かったこと、困ったことをあげてください

良かったこと

- ・時間的、精神的余裕ができた。
- ・職員の勤務が不規則となったので事務所の業務として助かった。
- ・顧問先と直接会って確認することが難しかったので良かった。
- ・業務の平準化ができた。
- ・資料提出の遅い顧客に対応できた。
- ・法人の12月決算と重なり例年多忙であるが、仕事が分散できた。
- ・今年は消費税が複数税率になり、その対応が大変だったが、期限延長により期限内申告ができた。
- ・譲渡申告で税額が多額になるようなケースでは、申告期限延長でゆとりが生まれ、納税者有利の判定に時間をかけることができた。
- ・実質的に個人申告は3月からが多いため助かった。
- ・融資・補助金の相談などを優先して行うことができた。

困ったこと

- ・全ての年間タイムスケジュールが崩れる。
- ・書類の提出が遅くなった。
- ・翌月以降の業務に支障。
- ・振替納税の振替日が決まらず顧問先に連絡するなどの事務量が増加。
- ・住民税・国保等の変更が発生する。
- ・3月決算法人と重なって多忙となる。
- ・集中力、緊張感が途切れた。
- ・事務所の売上が分散、資金の回収が遅れた。
- ・還付申告の場合、期限が長引くと還付入金も遅くなるので困った。

その他、1ヶ月延長になったことによる感想をお聞かせください

- ・コロナ対策は、人と人が会わないことが最善策なので、どうしても仕事が進まない、その意味では期限の延長は仕事の質を落とすことなく良い対策となった。
- ・昨今の働き方改革が要望されている中で、特定の時期に仕事が集中することは業界での仕事を希望する人材が減少すると思うので、できるだけ分散して対応できるよう希望する。
- ・年末から3月末まで、税理士事務所は超繁忙期となる。年末調整、支払調書、法定調書合計表、償却資産申告、給与支払報告書、11月決算法人、12月決算法人、1月決算法人の申告、所得税確定申告、消費税確定申告。所得税の確定申告期限が1か月延びることにより、少し楽になると思う。申告期限が1か月延びることによる課税庁、自治体にどのような影響があるのかを精査し、重大な影響がなければ1か月の延長をお願いしたい。
- ・コロナ後に社会が一変してしまい、来年以降も2/16~3/15の1ヶ月間で確定申告業務を完了するのは非常に困難だと思うので、今後も継続的に1ヶ月延長を望む。
- ・期限については最終的には「納税者の意識、次第なので、期限が延長されることのメリットがどの程度享受できるのか不安もある。

「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。

税政連へのご協力をお願いいたします。

Support2021 1口 5,000円

税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいませようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。



税制改正 関係省庁との勉強会開催

11月4日、本連盟は、東京税理士会と共催で「令和3年度税制改正の動向に関する勉強会」財務省・国税庁総務省内閣官房・経済産業省・中小企業庁の担当者と語る「を参議院議員会館にて開催した。写真。冒頭、片山さつき参議院議員から、次のあいさつがあった。

先の特化給付金の申請において、税理士の方々に尽力いただいた。今般のコロナ禍によって日本が有していた様々な問題が顕在化したと思われる。これからの中小事業者への支援について、税理士業務に期待する一人として、しっかりと対策を講じていきたいと考えている。

◇◇◇

続いて、本連盟の税制改正要望に対し、参加した各省庁の担当課長や同補佐から詳細な説明と会場からの質疑に対する回答があった。

なお、今回の開催にあたり本連盟では、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、参加者全員のマスキングの着用と手消毒、間隔を開けての着席を励行した。

日税グループ
(税理士界一筋おかげさまで48年)

株式会社 **日税ビジネスサービス**
TEL.0120-155-551

株式会社 **日税不動産情報センター**
TEL.03-3346-2220

株式会社 **共栄会保険代行**
TEL.0120-922-752

株式会社 **日税サービス**
TEL.0120-312-112

株式会社 **日税経営情報センター**
TEL.03-3345-0600

「税理士とその関与先のために」

この経営理念のもと、日税グループは創業以来、各種商品やサービスをワンストップで提供してまいりました。



私のスナップ

成田 昌昭 (本所)

江戸川とともに

江ノ川は徳川家康の命による工事、今から380年前に源流である利根川とつながり、東京湾まで約60キロある一級河川です。江戸時代は、江戸への物流として、その役割を果たしていました。

夏にかけてタンポポすみれ、花菖蒲等、秋にはコスモスや彼岸花等が咲き乱れ、四季を通じて親子連れ、3密を避けられる江では、一年を通して野球、サッカー、ラグビー、たけなご、命の洗濯をされ

す。年中行事としては、6月に菫蒲祭、8月に花火大会、10月は川フェスタ等があります。また、ジョキングやウォーキングが盛んで、上流(3〜4キロ)には、貞八さんの映画「男はつらいよ」で有名になった葛飾柴又があり、帝釈寺や貞八さん記念館は賑わっています。小説「野菊の墓」や細川たかしの歌で名を馳せた「矢切の渡し」もありません。

希望の喫茶室

構成/菅乃廣 画/ながさわとろ・吉毛利純乃



東京税理士会・東京税理士政治連盟共催 合同セミナーのご案内

令和3年2月8日(月)午後2時~4時
 会場 衆議院第一議員会館 地下1階 大会議室
 参加費 無料
 (第1部) 税制改正大綱報告
 テーマ「令和3年度税制改正大綱のポイントについて」
 説明者 矢ノ目 忠氏 (東京税理士会 調査研究部長)
 (第2部) パネルディスカッション
 テーマ「令和3年度税制改正大綱を読む」
 パネリスト 木原 誠二氏 (衆議院議員 自由民主党)
 上野賢一郎氏 (衆議院議員 自由民主党)
 矢ノ目 忠氏 (東京税理士会 調査研究部長)
 吉川 裕一氏 (東京税理士政治連盟 副会長)
 コーディネーター 菅原 祥元氏 (東京税理士政治連盟 政策委員長)
 定員 50名(※受講の際には入館証が必要となるため、必ず事前に申し込んでください)
 申込方法 「東京税理士界」1月1日号案内版掲載の申込用紙に必要事項をご記入うえ、1月15日(金)までにお申し込み下さい。
 ※マスク着用の上ご来場下さい。当日、体調のすぐれない方は、ご来場をお控え下さい。
 ※研修カードを当日ご持参ください。
 ※パネリストは諸事情より変更となることがあります。
 【問合せ先】東京税理士政治連盟事務局 ☎03(3356)4479

業務がお休みの過ごし方として、家庭菜園で野菜作りを精を出しています。きっかけは、現在地に居住するようになってから、近所の人から誘われ、園芸クラブに加入したことです。畑の使用許可を得てから約30年が経過しました。

園芸クラブ創立時、会員は若かったが、時が経過するたび会員が老齢となり返会者が多くなり、自然に使



用区域が増加し、100坪を耕作しています。土日祝日は草取りに精を出していますが、取っても草は芽生して生長しています。また、作った野菜は虫による被害で満足いく野菜ができません。虫も草と同じで後から後から発生してきます。(A・T)

今から約2100年前、崇神天皇の時代に疫病が流行し、多くの民が亡くなり、混乱が起った。天皇は、大物主神を祀れという神託に従い、その子孫を探して祀らせ、混乱を鎮めたこと本書に記されている。これは日本最古の神社、大神社の起源であり、国内最初の感染源とされ

例年であれば帰省や旅行に出かける人も、今年は家で過ごしている方も多かろう。「初詣くらいは」と思いはしても、分散参拝を呼び掛けている。氏神社では、お参りの前に心身を清める手水舎が使えないようになっている。正月の過ごし方まで変わってしま



令和2・11・4 海江田万里後援会 定期総会

選んでよかった! JDL

会計事務所の“いま”

会計事務所から寄せられる たくさんの課題をJDLが解決できるその理由。

- 『システムも事務所の成長とともに』
- 『インターネット活用は安心・安全に』
- 『業務を止めないために』

解決策を動画でご紹介!

会計事務所システム専門メーカーJDLならではの解決策を、ぜひ、ご覧ください。

『会計事務所のパートナー JDL』
<https://www.jdl.co.jp/partner/>

JDLナビゲーター 新妻聖子

JDLの財務・税務・電子申告を実務で体感いただける トライアル版(無償)もご提供中!

謹賀新年

お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。
 昨年は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、主軸である保険事業をはじめとした本組合事業も形を変えて行わざるを得ない状況となりました。

積極的な業務推進活動を行うことが困難な1年ではございましたが、組合員及び準会員、並びに関係各位のご尽力に支えられ、組合運営を続けられたことに深く感謝申し上げます。

おかげ様で、来る4月に本組合は創立60周年を迎えます。この節目の年を迎えるにあたり、今一度組合の基本理念である相互扶助の精神に立ち返り、組合員及び準会員の方々の業務支援と福祉の向上を図ると共に、税理士業界の更なる発展の一助となるよう努めて参る所存です。

皆さまには、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和三年元旦

東京税理士協同組合 理事長 小久保 隆
 他役員一同

定価の
10%割引
(一部商品除く)

ご利用ください!

直営売店などで使用できる**2020年度**の組合員・準会員特別優待券及び新規加入優待券の有効期限は**2021年6月30日**です。有効にご活用ください。

「東税協直営売店」ご利用の際は、組合員証・準会員証をご提示ください



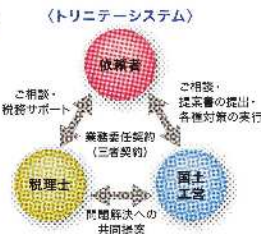
1. 一部の商品を除き定価の**10%割引**
2. 1回のお買上げ金額10%割引後 **5,000円以上送料無料**
 特別優待券ご利用の場合は、差し引き前金額が5,000円以上で送料無料となります。
3. **代金後払いサービス**
 組合員・準会員特別優待券をご利用いただけます。
 ホームページ・FAXにてご注文ください。



業務に役立つ専門図書や東京会参考書式が充実
 <お申込み・お問い合わせ> **東京税理士協同組合直営売店** (TEL・FAXは下記をご覧ください)

相続のご相談なら 株式会社国土工営へ

「株式会社国土工営」は、税理士と国土工営がそれぞれの専門知識と技術を持ちより問題の解決にあたる「トリニテシステム」を通じ、クライアント様の大切な資産・事業をお守りします。



お客様・税理士・(株)国土工営の三者契約方式を「トリニテシステム」と呼び、商標登録しています。
 〒162-0814 東京都新宿区新小川町6番36号 S&Sビル2階
株式会社 国土工営 TEL:03-5227-3601 FAX:03-5227-3604
<http://www.kokudokouei.co.jp>

事業承継のお悩みに応えます

株価算定 無料

第三者に株式を譲渡する場合の株式価値の目安を無料で算定いたします。お気軽にお問い合わせください。

M&A 支援

初期相談から経営権の引受先探索、価格交渉や条件交渉などM&A関連の一連の手続きを税理士先生に代わって行います!



ここに一度いね
0120-552-410

東京都千代田区大手町一丁目9番2号 大手町フィナンシャルシティグランキューブ18階
<http://www.strike.co.jp/> 担当: 中村大相(だいすけ)



東京税理士協同組合

<https://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局

〒151-0051
 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
 東京税理士協同組合会館
 TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



直営売店

〒151-0051
 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
 東京税理士会館1階
 TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

